

プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関する
ワーキンググループ（第6回）

令和3年7月9日

【宋戸主査】 それでは、構成員の方でまだお見えになっていない方もおられますが、定刻でございますので、ただいまから「プラットフォームサービスに関する研究会 プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」第6回会合を開催いたします。

本日も皆様お忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

事務局よりウェブ開催に関する注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 総務省消費者行政第二課の丸山でございます。ウェブ開催に関する注意事項を御案内させていただきます。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、構成員の方々につきましては、御発言に当たっては、お名前を必ず冒頭に言及いただきますようお願いいたします。

ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにしていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

発言する際には、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただきますようお願いいたします。

そのほか、チャット機能で随時事務局や主査宛てに連絡いただければ、対応させていただきます。

本日の資料は、本体資料が資料1、参考資料が1と2となります。

注意事項は以上です。

なお、本日、新保構成員は御欠席となります。小林構成員は11時頃の御退席となります。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸主査にお願いしたいと存じます。宍戸主査、よろしく申し上げます。

【宍戸主査】 承知しました。それでは議事に入ります。本日は、資料1に基づき、事務局より、これまでこのワーキンググループで御議論いただいた内容を中間取りまとめの案として用意していただきましたので、これについて御説明いただきたいと思います。そして質疑応答を含め、構成員の皆様から御意見等をいただき、中間取りまとめへ頑張っていきたいと思います。

それでは事務局から、資料1「中間取りまとめ（案）について」、御説明をお願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の消費者行政第二課の小川でございます。資料1に基づいて御説明をさせていただきます。概要については参考資料2になっておりますので、必要に応じて御参照いただければと思います。

それでは、資料1の目次を御覧いただければと思います。「中間とりまとめ（案）」の構成といたしましては、前回の論点整理と同じでございますが、まず第1章は、「プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題」ということございまして、第1章の中は3つのパートに分かれ、まず1として「利用者情報の現状と課題」について述べた上で、2として「現行制度と政策」について、3として「海外動向」についてということになっております。それから次に、第2章は「プラットフォーム事業者等による利用者情報の取扱いのモニタリング結果」ということで、このワーキンググループで行っていただきましたモニタリングの概要、またその結果についてまとめたパートになります。それから第3章は「今後の取組の方向性」ということで、1として「利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた論点」、それから2として「今後の対応の方向性」（1）から（6）までということになっております。それでは、第1章から順に御説明をさせていただければと思います。

次のページの3ページでございますが、第1章としまして、「1.利用者情報の取扱いの現状と課題」でございます。こちらについて、まず現状といたしましては、スマートフォンやIoTを通じて様々なヒト・モノ・組織がインターネットにつながり、大量の情報が集まるようになってきているということ、ポストコロナな時代に向けてデジタルシフトはさら

に進んでいくということでございます。2段落目でございますが、様々なサービスを無料で提供するプラットフォーム事業者の存在感が高まっているということございまして、利用者情報が取得・集積される傾向が強まっているところです。また、人々が様々な日常生活の中で使うようになることによって、より機微性の高い情報についても取得・蓄積されるようになってきており、利用者の利便性と通信の秘密やプライバシー保護のバランスを確保すること、利用者が安心してサービスが利用できるように利用者情報の適切な取扱いを確保していくことが重要であるということでございます。

そして、「①プラットフォーム事業者の重要性」として、次ページからグラフが幾つか載っておりますけれども、モバイルOSシェア、モバイルブラウザシェア、モバイル検索エンジンシェアなども載せておりまして、プラットフォーム事業者それぞれ大きな役割を果たしていることが分かるかと思えます。また、インターネット広告媒体費のうち4分の3がモバイル広告となっております。このように、検索、OS、ブラウザでプラットフォーム事業者は大きな役割を果たしているということでございます。

また、6ページで各プラットフォーム事業者の売上げのシェアを書かせていただいておりますが、グラフでございますが、広告が多くを占めるプラットフォーム、それから端末販売が大きな割合を占めるプラットフォームなどがあるということ、それぞれの事業者によって、事業領域が共通している部分と独自の部分があるということが分かるかと思えます。

②でございますが、「利用者情報の取扱いに関する動向」ということで、まず、「スマートフォンにおけるアプリケーションに関連する動向」について書かせていただいております。こちら、アプリケーションのプライバシーポリシーの掲載率は2016年以降大幅に向上しているということございまして、こちらについては、Apple及びGoogleがプライバシーポリシー掲載に関するガイドラインの策定や規制強化を実施している影響も指摘されるわけでございます。また、OSによってプライバシー性の高い情報へのアクセスを行う場合には、アプリケーション内で利用者に個別許可を求める機能なども導入されてきているということでございます。

次の7ページ、「ウェブサイト上のCookie、広告ID、タグ等に関連する動向」ということで、ウェブサイト上においては、First Party CookieとThird Party Cookieがあるということ、Third Party Cookieについては、SNS、事業者、広告事業者、アクセス解析事業者やデータ仲介事業者等に情報を送信するものが多く見られるということでございます。

イメージタグ、JavaScriptのタグ、OSが発行する広告IDなどによる情報収集も多く行われてきているということです。

8 ページにまいりまして、広告事業者等は、このようなThird Party Cookie、タグ、広告IDなどをキーに、クロスサイトでトラッキングを行い、ウェブサイトの閲覧履歴を取得・蓄積・分析などを行った上で広告配信などに活用しているということで、このThird Party Cookieやタグなどについては、それが設置されるウェブサイト管理者が実情を把握しにくく、そのためプライバシーポリシーがきちんと書けていない場合も多いという御指摘もごさいます。

2 段落目ですけれども、近年、オンライン広告におけるプライバシー侵害への危機感が高まり、欧米において利用者情報の取扱いに関する透明性やアカウントビリティを高める法制度の適用が見られることも背景として、プラットフォーム事業者など関係事業者においてクロスサイトトラッキングをブロックまたは抑制する方向で様々な検討が行われているということで、例えばですが、Appleが提供するブラウザであるSafariにおいて、Third Party Cookieやクロスサイトトラッキングが全部ブロックされているということ、また、Googleにおいては、ChromeにおけるThird Party Cookieの段階的廃止を計画し、2023年後半に廃止見込みという発表があるということ、また、OSが提供する広告IDのうち、Appleの提供するIDFAについては、本年の4月以降、利用者の同意を取得することが必要となっております。

それから、9 ページでございまして、GoogleはPrivacy Sandbox Projectを発表しているということでございまして、現在、このような様々な検討が進んでいるということでございまして。

次、「業界団体等の動向」でございまして、このような動きに対応いたしまして、業界団体として、例えば、欧州インタラクティブ広告協議会とIABテックラボにおいて、GDPRに準拠しながら、従来からのプログラマティック広告を利用し続けられるための業界標準基準を検討しているということで、TCF2.0というものの発表もされており、同意管理プラットフォーム導入の動きが進んでいるということでございまして。

また、詳細はここに書いたとおりでございまして、Project RearcとかPRAMとか、そのような動きがあって、発表が行われているということでございまして、パーソナルデータの取扱いを巡っては各国における法規制や自主規制の動きがあるということです。また、OS、ブラウザを提供するプラットフォーム事業者による規制、クロスサイトトラッキングの制

限の検討も行われており、デジタル広告業界には大きな影響を与えるということで、このような動きに対応して業界団体でも利用者の関与を可能にする検討が行われているという途上でございまして、大きな転換期にあるものと指摘が行われております。

次に、11ページの「現行制度と政策」でございまして、(1)は「個人情報保護法及び電気通信事業GL」ということです。(2)は「SPI及びSPO」であり、こちらについては前回の論点と同じ形で記載させていただいております。

それから12ページ、(3)は「位置情報プライバシーレポート」、(4)は「一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)」の取組を記載しております、(5)として「デジタル広告市場」について記載をしています。(5)の脚注27にも書かせていただいておりますが、「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」におきまして、4つの項目が述べられており、こちらについて電気通信事業ガイドラインに盛り込むことを求めるという記載もございまして、これも踏まえて総務省において検討を進めることが求められていると書かせていただいております。

それから14ページでございまして、「海外動向」でございまして。こちらについては、この報告書案の参考として、48ページ以降に海外動向関連参考資料をつけさせていただいておりますので、適宜御参照いただければと思います。CCPAやNIST、それからGDPRについての資料、ISO/IEC 29184についての資料は初出でございまして、こちらも適宜御参照ください。

まず、例えば、カリフォルニア州のCCPAでございまして、前回の論点で書いたのと基本的に同じでございまして、個人情報の脚注29を追記をさせていただいております。CCPAにおきましては、一意個人識別子、オンライン識別子、それからウェブサイト上の閲覧履歴なども個人情報に含まれると明記されていることを書かせていただいております。

それから15ページでございまして、NISTのプライバシーフレームワーク、またその他として、米国において連邦レベルで複数の方法案が提出されていることについて追記をさせていただきます。

それから、「(2)①GDPR」について、こちら論点にもございましたが、「同意に関するガイドライン」を書かせていただいております。また、16ページ下から2段落目から、「透明性に関するガイドライン」における記述を追加しております。

こちら、17ページでございまして、階層的なプライバシーステートメントとかプライバシー通知というのが推奨されているところです。また、プライバシーダッシュボード、ジ

キャストインタイムの通知、視覚化ツールの事例なども手法として推奨されているということで、「理解しやすく」というのについても、対象とする者の平均的な人々に理解されるものであることが求められているということであり、必要に応じてユーザーテストや消費者団体との対話なども推奨されているということでございます。後の時点で不意をつかれることとならないようにするということが指摘されております。

それから17ページ下でございますが、英国データ保護機関ICOの推奨する5つの手法についても書かせていただいております。

それから18ページでございますが、「②eプライバシー指令／規則案」について記載をさせていただきます。こちら基本的には論点で書かせていただいたとおりでございますが、eプライバシー規則案の第8条、「いわゆるクッキー等規制」について詳細に書かせていただいております。

それから、「③DSA（規則案）」ということで、こちらについても、オンライン・プラットフォームに対して広告に関する透明性を求めるための規制があるということを書かせていただいております。

それから「（3）ISO／IEC」ということで、こちらについても、レイヤードアプローチが推奨されているということで、同意領収書、同意記録の例も示されていることを書かせていただいております。

次が第2章でございますが、21ページからになります。「プラットフォーム事業者の利用者情報の取扱いのモニタリング結果」ということで、まず1として、「モニタリングの概要」について書かせていただいております。

21ページでございますように、大きくはこの7つの項目をモニタリング項目としていたということであり、22ページを御覧いただきまして、詳細の質問事項についてはここにあるとおりでございます。今年については、このヒアリングシートに基づき、このワーキンググループにおきまして、22ページの下のところにありますような日程で、モニタリングを行っていただきました。詳細なヒアリングシートの内容については、参考4-1、4-2につけさせていただきます。

23ページからが、モニタリングの結果でございます。まず、この表で概要について、字が細かくて恐縮ですが、まとめさせていただきます。先ほどの7つの項目に従いまして、まとめさせていただきます。

まず1つ目が「（1）利用者情報の取扱いの状況」についてということで、個別の事業

者の事業領域に従って、取得している情報はそれぞれ異なっておりますが、第三者提供の状況としては、広告及び測定の目的で利用者のブラウザデバイスから直接第三者に情報を取得させたりしている事業者があるということでございます。また、全ての事業者が利用者情報を広告表示に活用する場合があるということございまして、一定程度利用者が関与できる仕組みを提供している事業者もあるということでございます。

また、次のページに行きまして、24ページでございますが、「(2) 利用規約・プライバシーポリシーについて」ということで、「①プライバシーポリシー」については、どの事業者もホームページに掲載があって、アプリ内からも呼び出せるようになっているということでございます。「②透明性確保のための工夫」でございますが、各事業者においてプライバシーポリシーについては、利用者に伝えるための工夫として、分かりやすく簡潔に示したプライバシーセンターを設けたり、ガイダンスやヘルプセンターを設けるなど工夫をいただいていると。また、アカウント管理画面、ダッシュボードなどから利用者が事後的に把握したり管理できる、オプトアウトもできるような仕組みを提供している事業者もあったということでございます。いずれにしても、利用者がプラットフォーム事業者による第三者提供や連携の影響について簡単に把握できることが重要だという御指摘をいただいております。

それから、利用者は非常に多様ですので、それを踏まえて利用者が理解できるように多様な方法を用意する必要性も御指摘をいただいております。また25ページにおいて、プライバシー性が高い情報の取得等については注意喚起をする仕組みも必要だということでございます。

「③オプトアウトやダッシュボードの導入状況」については、全ての事業者から回答をいただいております。また、「④データポータビリティ等の取組状況」についても、全ての事業者が回答をしています。

「(3) 他アプリやサイトを経由した情報収集」については、情報収集モジュールが設置されている場合に、アプリやサイトを訪問する利用者に関する利用者情報が送付されているということでございます。

また、「(5) サードパーティーによる情報取得への対応」ということで、デジタル広告の関係ですが、ハッシュ化をした形でメールアドレスや電話番号を提供を受けて突合するタイプのサービスを提供する事業者があるということ、広告主側などに提供する情報に関しては、適切な対応を行った上で提供するようにと説明しているということがござい

ました。いずれにしても、クロスデバイスの情報が様々な形で提供されておりまして、一般利用者にとって全体像を理解するのが容易ではない状況でございます。また、広告主にとっても、自らを経由して提供される個人情報について利用者に対してどのような説明や同意取得をするべきか、必ずしも明確に把握・理解していない場合もあるという御指摘もでございます。

(6)は「アプリ提供マーケット」について、(7)は「PIA・アウトカム」について、それぞれ取りまとめをしております。

まとめでございますが、今回モニタリングの対象となった各事業者については、プライバシーポリシーの内容について分かりやすく説明するための工夫を行っているということでございます。一方で、広範な利用者情報の取扱いの全体像を一般の利用者に説明・理解させることは容易ではなく、全ての事業者が利用者から取得した利用者情報を広告表示にも活用している場合があるということでございます。また、情報収集モジュールによりクロスサイトトラッキングが幅広く行われているということで、利用者情報を取得・集約・分析すること、また詳細なプロファイリングを行い得る状況であることを考えますと、利用者情報の取扱いについて一定のルール整備を検討していくことが必要であると考えられます。あとは各事業者において、今後さらに利用者情報の取扱いについて分かりやすい通知・説明や同意取得を工夫していくことが求められ、その状況について継続的にモニタリングを行っていくことが必要であると考えられます。

次、「第3章 今後に向けた論点、方向性」でございます。まず1つ目が、「利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた論点」ということで、「①利用者情報を取巻くグローバルな情勢の変化」でございます。こちらにも既に第1章で見てきたように、大量の様々な情報がスマートフォンなどを経由して扱われることで、クロスデバイスで取得・集積・分析され、プロファイリングやターゲティングも高度化・精緻化しているということでございます。こちらについて、適切に使われればサービス提供やイノベーション促進に役立つという指摘ももちろんございますが、ただ、商品広告の表示目的だけではなく、様々なマイクロターゲティング、プロファイリング結果を踏まえた個人に影響を与え得る意思決定にも用いられるおそれもあるということで、利用者情報を提供した結果の本人に対する影響・アウトカムをあらかじめ説明することが困難となる場合もあるという御指摘もでございます。このような情勢を踏まえ、第1章でも見たように、各国はクロスデバイスの情報の取扱いに関して、特に本人へのサービス提供と直接関係がない本人が意図しないものを行

おうとするときには、本人にこれを知らせ、同意を求めること、事後的な検証可能性を高めるための透明性確保や報告などについて規制強化を進めているということで、我が国においても、このような情勢を踏まえて検討していくことが求められております。

②といたしまして、「利用者情報の適切な取扱いの確保」としてあります。29ページを御覧ください。特に「下記の点が重要である」ということで、第2段落のところでございますが、「第一に」ということで、利用者と直接の接点があるアプリ提供者やウェブサイト運営者などのサービス提供者が、第1章でも指摘されたように、このアプリやウェブサイトにおいて、取得者が誰かも含めてどのような情報取得や情報提供を行っているかということ、まず把握することが重要であると。それを把握した上で、そもそもそれが必要であるかということも検討した上で決定すると。第二に、アプリ提供者やウェブサイト運営者などのサービス提供者が、このプロセスを経た上で、取得者や取得・提供する情報の種類・用途に応じて、利用者が理解できるように通知・公表または同意取得を行っていく必要があるということでございます。

③といたしましては、「分かりやすい通知や同意取得の在り方」ということでございまして、プライバシー・ポリシーについて分かりやすく見せる仕組みが必要であり、具体的には30ページからですが、小林構成員から、我が国のインターネット利用者について、通知・同意取得における利用者の考え方を、パーソナリティーに分類をした上で、そのパーソナリティーに応じた工夫の効果に係る調査結果を御紹介いただいております。

詳細は割愛いたしますが、31ページにあるとおり、「階層的な通知」、「個別同意」、「プライバシー設定」についてそれぞれ調査を行っていただいております。「階層的な通知」については、同じプライバシー・ポリシーでも「現状よりしっかり読む」という御回答をいただいておりますし、また、「個別同意」、「プライバシー設定」については、全てのセグメントの利用者において利用意向が5割以上あったということでございます。このような工夫もした上で利用者に対し分かりやすい説明をしていくことが求められるということで、利用者の理解や安心に資する方法を導入していくことが求められると書かせていただいております。

最後、2のところでございますが、「今後の対応の方向性」として、まず(1)、32ページでございますが、「電気通信事業法・個人情報保護法等を踏まえた対応」ということでございまして、1段落目はプラットフォームサービス研究会の中間報告書の内容を書かせていただいております、2段落目でございますけれども、利用者端末情報とそれにひもづく

情報について、「通信関連プライバシー」として保護されるべき利用者の権利として把握されるべきであると考えてしております。すなわち、電気通信事業者や電気通信事業者の設備のみに着目するのではなく、電気通信サービスの利用者の権利に着目し、通信の秘密に加えて電気通信サービスの利用者のプライバシー保護を同法の目的として考えていく必要があるのではないかとしております。このような利用者端末情報などを取り扱う者の全てが保護すべき義務を負うこととすることが考えられるということで、また、ターゲティング、プロファイリングを使った利用者への影響について後から検証できる環境を整えて、透明性を確保していく観点からの仕組みについても考えていく必要があるのではないかとし、33ページでございますが、適切な利用者情報の取扱いを確保する観点から、電気通信事業ガイドラインにおいて必要とされる事項を定めた上で、当該ガイドラインの遵守状況や事業者の自主的な取組の状況について定期的にモニタリングを行うべきであると考えられると。また、通信関連プライバシーの保護のためには共同規制が有用であると考えられますけれども、この共同規制について、内外事業者に対する実効性を高めるという観点も含め、事業者に法律上の義務を課すことが有用であるという指摘も踏まえまして、電気通信事業法等における制度化の妥当性、適切性、規律の内容や範囲について、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしながら、具体的な制度化に向けた検討を進めることが適当であると考えられると書かせていただいております。

（2）が「電気通信事業GL・指針等における対応」ということございまして、①として「個人情報保護委員会ガイドラインの見直しに対応した改正の検討」ということございまして、こちらは令和2年の個人情報保護法の改正などに基つきまして、既に個人情報保護委員会からガイドラインの改正案が公表されております。34ページのところですが、こちらの個人情報保護委員会ガイドラインと対応しながら、特に新たに法律で規定された事項である不適正利用の禁止とか、個人関連情報の第三者提供の制限であるとか、保有個人データに関する公表事項などにつきましても、電気通信事業の固有の事情などを踏まえながら、適切に事例などの記載も検討しながら行っていくということで書かせていただいております。35ページは、対応する一覧でございます。

それから36ページでございますが、②として「利用者情報の適正な取扱いの確保に向けた改正の検討」ということで、第2段落でございますが、特にプラットフォーム事業者、アプリケーション提供事業者、ウェブサイト運営者、広告事業者など、関係する主体がそれぞれ適切に対応できるような環境整備について、スマートフォン プライバシー イニ

シアチブの考え方などを参照しつつ、電気通信事業ガイドラインなどの改正について検討していく必要があるのではないかとということで、先ほどもあったように、第一と第二の自らが取得する情報について十分把握した上で、その内容に応じて利用者が理解できるように通知・公表や必要に応じた同意取得を行うことが重要であり、また分かりやすい通知・公表、同意取得を手法として検討していくということでございます。それから、ダッシュボード、オプトアウト、データポータビリティなどについても重要であるということで記載をしております。

それから、「具体的に記載の充実などを検討する項目等について」として、36ページの下のところでございますが、まず1つが、「個人情報保護管理者」について、既にありますが、これを充実していくと。また、37ページでございますが、「プライバシーポリシー」については、脚注65もございますが、「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」も踏まえて検討していくということで、まず、プライバシーポリシーの公表のところに、オプトアウトの有無やデータポータビリティの有無などについても含めて記載を整理していくと。また、アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシーとして、ここにありますようなアプリケーション作成者、情報収集モジュール提供者、広告事業者、ウェブサイト管理者なども、留意すべき事項も含めた形で記載を検討していくと。また、分かりやすい通知・公表や利用者による選択の提供についても記載をしていくということでございます。

また、4として「各種情報」でございますが、まず、「位置情報」につきましても、次の38ページに行きまして、新たな利活用の実態についても把握した上で、通信関連プライバシーの一環として適切な取扱いを確保していくと。また、次の「その他」といたしまして、この各種情報において、「通信関連プライバシー」の情報について必要とされる記載について検討すると。また、5でございますが、「モニタリングの実施とガイドラインの見直し」ということで、定期的にモニタリングを行った上で、その状況を踏まえ、今後も必要に応じて電気通信ガイドラインの改正なども検討していくということでございます。

それから40ページに参りまして、(3)として「定期的なモニタリングの実施」ということで、共同規制アプローチで、今後も事業者や関係団体と対話を行いながらモニタリングを行って、透明性アカウントビリティを確保していくということでございます。

また、(4)でございますが、「専門的な知見の蓄積と発信の重要性」ということで、この分野は、技術やサービスの発展が非常に早く、また情勢が変化しており、この技術的

な解説を整理して取りまとめて発表していくことが重要ではないかと。このような専門的知見というのを蓄積していくことは、モニタリングにも資するとともに、利用者の理解促進や外部レビューの上でも有益ということで記載をしております。

また、(5)として「利用者の理解促進・外部レビュー」、①として「利用者の理解促進に向けた取組」ということで、デジタル広告市場におけるターゲティング広告に対する消費者の不安は、その仕組みが見えていないことに由来する側面があるという御指摘もございますので、関係事業者や業界団体が情報発信を継続して透明性を高め、利用者に対して周知啓発を推進し、利用者のリテラシー向上を図っていくことが期待されるということを書かせていただいております。

また、②として「外部レビュー」について書かせていただいております。こちらは海外においても、次のページにございますように、消費者団体や財団、コンサルティング企業などがプライバシーポリシーなどの外部レビューを行って結果を公表しているということで、このような取組というのは有用であるということで書かせていただいております。

それから最後でございますが、42ページ、(6)として「国際的な対話と連携の推進にむけて」ということで、利用者情報の取扱いはグローバルに共通した課題で、主要先進国の規制当局において検討が進んでおり、グローバルに事業活動を展開するデジタルプラットフォーム事業者は大きな存在感を有しているということで、国際的に連携した取組を進めることが有用であるということでございます。既にここに書いてありますように、政策対話などにおいて、このワーキンググループの取組についても、途中段階でも情報共有はしておりますが、今後、この中間取りまとめの内容も踏まえまして、我が国における制度的な検討、プラットフォーム事業者のモニタリングの取組を進め、また積極的に国際的な連携を図っていくことが重要ではないかということで書かせていただいております。

駆け足で恐縮でしたが、御説明は以上でございます。

【宍戸主査】 小川課長、ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただいた内容について、構成員の皆様方から御意見などいただければと思います。資料中の項目に沿って時間を区切って、具体的には第1章、第2章、それから第3章という形で議論をさせていただき、また、残された問題について全体的な御意見をいただければと思います。

まず、第1章のプラットフォームサービスに係る利用者情報をめぐる現状と課題について、御質問、御意見のある方はおられますか。途中退出される小林構成員は、もしあれば、第1章に限らず全体でも結構です。いずれにしましても、まずは第1章からお願いいたし

ます。いかがでしょうか。チャット欄で私にお願いをできればと思いますが。

板倉先生、お願いします。

【板倉構成員】 皆さんの質問の呼び込みというところでコメントしたいと思いますが、特に多分我々のヒアリングと関係が強いのが、10ページの、GAFA等の皆さんがThird Party Cookieについて廃止して新しい取組をしようとしているという辺りだと思うのですが、こちらについては、どうも一致するという問題が出てきています。それはどこに書いてあったか。

つまり、恐らく広告関係のビッグテックの皆さんは、Third Party Cookieによって取得やその後の利用等が、主にGDPRの違反で大量の課徴金が科せられそうな情勢を見据えて、Third Party Cookieをやめようかと言っていたところを、今度はThird Party Cookieがないと広告ができないと。もしくは結局ブラウザベンダーの皆さんの仕組みで情報が集中するのではないかということで、競争法の問題になりつつあるというところだと理解しています。

この話は、公取の競争政策研究センターというところがあるのですが、そちらの先般公表された「データ市場に係る競争政策に関する検討会」の報告書というところで、「競争政策と消費者保護とデータ保護は三位一体でないといけない。他方で、それは当然相互矛盾する場合もあるので、調整しないといけない。漏れはないようにしないといけない」といったところを議論して公表したところであります。非常に難しい問題で、この会議だけで当然解けるものではありませんが、我が国もそのような議論もしているところもありますので、せっかく公表されているものですので、引用していただいたらどうか。

この3つの保護、競争と消費者とデータ保護を全部一つの機関でやっているのはアメリカしかないわけですが、肝腎のアメリカのトップが極めてラディカルなリナ・カーンさん、30代ですが、になっているところ、あまり、何と言ったらいいですかね、冷静に解きほぐすのを直ちには期待できないと私は見ておりますので、多少はここは様子見をせざるを得ないんですが、三位一体という辺りは公取の報告書にも入れましたので、引用しておいていただくと問題状況が分かりやすいかと思います。取りあえず、以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。今、板倉先生が御指摘いただいた問題の前半部分は、注の15で触れているところかと思います。貴重な御指摘、ありがとうございます。

それでは次に、古谷構成員、お願いいたします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。古谷です。海外動向のところで、直接プラッ

トフォーム事業者に対するものではないのですけれども、ビジネスと人権に関する指導原則に関して、例えば人権に関する負の影響等に対して、人権デューデリジェンスという重要な手続があるのですけれども、そういったものに対しての法規制の動きもありますので、直接関係ないにしても、プライバシー等は人権に関わる部分も含まれますので、そういったところも入れ込んだ海外動向の紹介にされたらどうかと思いました。以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。貴重な御指摘です。ほかにいかがでしょうか。

それでは寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 非常に細かく調べていただいております。参考になる情報が多くて、非常に助かっております。私からは2点ほど。

1つは、先ほどの板倉先生の競争法との関係という話もあるのですが、最新の動きとしては、イギリスのCMA、競争法関係を見ている政府機関になりますが、こちらとGoogleとの間で、この中でも少し触れていただいておりますけれども、Third Party Cookieの代わりに、ブロックという形でCohorts、グループで見えていくというやり方に関して、政府機関が直接モニタリングをして仕様を策定していくとか、そういったところにも関与していくというような、それに対してGoogleが認めるというか、そこに入れていただいているという形で方向性で、今、動いているものも出てきています。

これまでどちらかといえば、政府はあまり直接こういった仕様策定とかには関与しないというのが本質だったかと思うのですけれども、最近逆にそういったところも、外部だけに任せていては、具体的な仕様とか今後どういった問題を起こすかというのが見えなくなってくるということで、透明性を確保するためにどんどん政府機関とかというのも入っていくという流れが出てきているようです。こういったことというの、今後、すぐにはないですが、念頭に置いていく必要があるのではないかとというのが1点。

もう1つが、今回の海外動向とか全体の動向を調べていただいて、その上で第3章へつながっていくところですが、第3章とのつながりのところの間、どこかで全体的な流れ、世界の流れみたいなものを少しまとめがあればいいのかと思いました。1つは、プライバシーに影響を与える情報が非常に拡大されてきていると。特に「知る権利」であるとか、制御できる、コントロールできる権利として非常に拡大してきているという流れがあって、それが今回第3章にもつながっていくところがありますので、こういった大きな流れ。もう1点が、規制対象がどちらかといえば規模別で、特に強い規制は大規模プラットフォームにかけていくといった流れが生まれてきているところも、少しまとめた感じで入って

いればいいのかと感じました。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。今、ちょうど板倉構成員からCMAの公表文書についても御言及があったところです。ありがとうございます。

それでは次に、石井構成員、お願いいたします。

【石井構成員】 石井です。ありがとうございます。競争当局と個人情報保護当局の協力関係などの話と関係しますけれども、オーストラリアの消費者データ権も関係するかと思いました。データポータビリティ的な仕組みで、競争当局、消費者保護と個人情報保護の機関が連携している取組もありますので、少し取り入れていただいてもいいかと思いました。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。世界各国でいろいろあるとの御指摘ですので、お気づきの点があれば適宜事務局に教えていただければと思います。

それでは生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。海外のところも大変丁寧にまとめていただいて。1つは、今、ちょうど石井先生からもございましたコンシューマーデータライツをはじめとするポータビリティのところは、まさしく競争とプライバシーと消費者保護、非常に接点の大きいところであって、よく今後も見えていく必要があるのかというのが1点。それから2点目、eプライバシーのところでは、こちらも様々まとめていただいている中で、いわゆるクッキーウォールの論点も今後特に重要なところと思っています。さらに3点目として、ダークパターンに関する議論というのが、今、こちらでも少し触れていただいているデジタルサービス法の審議過程でも触れられており、特にプラットフォーム企業に対しては、特定のダークパターンのようなものを使うべきではないといった規律も含めて考えていくことなども検討されているようです。このプラットフォーム事業者が果たすべき役割というものを、国際的な動向を見ながら、よく考えていく価値があるんだろうと感じているところでございます。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。実は少し声が途切れ途切れだったので、また後で御発言いただければと思います。今、通信が安定するかどうか、見ていただければと思います。7割方聞き取れたのですけれども、ところどころ重要なところが切れたので、申し訳ありません。

それでは太田構成員、お願いします。

【太田構成員】 ありがとうございます。競争政策の話にも関連すると思うのですが、

Googleなどが2023年にThird Party Cookieを廃止しますという動きがあつて、それがまた独占につながるのではないかというところはそのとおりだと思うのですけれども、そこに對抗するものとして、フィンガープリントやUnified ID、Third Party Cookieよりも個人に対するプライバシーインパクトが高い方法でクロスデバイス、クロスサイトのトラッキングを行っていかうとする手法も出てきておりますので、そういった手法については推奨しないなど、そういったことをちゃんと明確にしていく必要があるのかと思っております。

【宋戸主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。もし第1章についてなければ、今いただいた非常に貴重な御指摘、御知見は、また報告書の中に入れていきたいと思えます。

森先生、お願いいたします。

【森構成員】 森です。ありがとうございます。本当にしっかりした取りまとめをお作りいただきましたが、私からは1点だけ。今の太田さんの御意見に賛成です。そういうスタティックなIDを再び利用しようという傾向がありますので、これについては警戒すべきであるということをお書きいただくのがいいと思えます。以上です。

【宋戸主査】 森先生、ありがとうございます。太田先生、森先生の御発言の御趣旨としては、当然、第3章の中でも我々の議論の趣旨は出ていると思うのですけれども、第1章の外国動静の分析としても、この点には特に注意が必要であることをこの段階でも明示しておいたほうがよろしいと、そういう御趣旨でしょうか。

【森構成員】 太田さんに言っていた方がいいと思うのですけれども、その利用を業界団体等でやりつつあるということについてお書きいただくのがいいという趣旨です。

【宋戸主査】 分かりました。ありがとうございます。ほかに第1章に関連していかがでしょうか。

これをパブコメにかけるかどうかということで、板倉構成員から御質問がございます。これは私の理解では、このワーキンググループとして中間取りまとめとして用意した後、親会にかけて、そこからパブコメなのかと思っておりましたが、事務局、この点いかがでしょうか。

【小川消費者行政第二課長】 宋戸先生御指摘のとおりでございます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。板倉先生、よろしいでしょうか。

【板倉構成員】 大丈夫です。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。第1章に関連して、ほかにいかがでしょうか。

太田構成員、目次にページ番号がないのご指摘、ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでございます。最終的に取りまとめるときに、親会の報告書と一体にするときに、もちろん整理して出します。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしければ、また後で全体を議論するときに戻っていただくこととして、次に第2章について御意見をいただきたいと思います。

こちらにつきましては、まずは小林構成員からお願いいたします。

【小林構成員】 今日は11時前に退出するので、先に3章も含めて発言させてください。

取りまとめありがとうございます。その中で、順番に4点ほど指摘させていただきます。24ページ、「各事業者による工夫」というところで、それぞれ情報取得の取扱い、第三者提供や連携の影響云々、事業者による工夫、非常に必要なところだとは思いますが、何よりも今回ヒアリングをして意識したのは、巨大プラットフォーム、特にGoogle、フェイスブックのほうユーザー企業からデータを集めて、それを広告に提供して用いるなんていったときに、しっかりそのユーザー企業がGoogle、フェイスブックからインストラクションを受けた範囲でやっているのかというのを確認させていただきました。

そのときに、ある社からは、それぞれ条件を提示して、そのとおりにやってもらうことを条件にサービスを利用してもらっているという回答があったと思っています。ということは、ある意味、かなりセンシティブなデータなり、データの自由な活用をされているプラットフォーム事業者が、ここは競争法の話になるのかもしれないのですけれども、かなり有利な条件で、いろいろリスクを外出ししてユーザー企業にサービスを利用させていることもあるかと思いますので、ここは各事業者による工夫はもとより、プラットフォームも各事業者に対して一定の責任を果たすということも、どこかで定められたらとは思いました。これは競争法の話なのかもしれませんが、関連するところだということで御指摘させていただきます。

それから、ページ進みまして28ページも、ここからは3章になってしまうので大変恐縮ですけれども、併せてお話しさせていただきます。こちらで28、29と、クロスデバイス、それからプロファイリングという話が出てまいります。こちらは大変重要なポイントかと思っております。これまでは割とスマートフォン一択で済んでいたところが、もうウェアラブルまたは家庭に設置するスマートスピーカーみたいなところまで広がってくる。ここは実はデジタル市場競争本部でも議題として取り上げられているところでございます。

で、ぜひこちらと連動して、どういった規律が必要なのか、どういう情報提供が必要なのかというところですね。情報提供というものがクロスデバイスになるとますます求められる、そもそもちゃんと通知できるようなものがなくなってきますので、どこの窓口からどのように、ちゃんとクロスデバイスのデータとスマートフォンなり、そういう通信関連で得られたデータとをひもづけていくのかといったところについては検討が必要かと思っております。それが2点目になります。

3点目。これも3章のお話になりますので、そのまま行かせていただきますが、ここは本当は多分この後活発な議論がされるところで、今日の中心的な議論になるかと思われる通信関連プライバシーということで、32ページ以降のお話でございます。ここで様々な議論が展開されると思いますので1点だけ申し上げますと、33ページの上から6行目、共同規制について外縁を明らかにして内外事業者に対する実効性を高めるため云々のくだり、ここはツールとして法改正も含めて記載させていただいているところですが、申し上げたいのは、1点、外縁を、誰がここの規律に入ってくるのかといったところは、これまでともすると一部の通信事業者またはOTTだけというところがあったのを、ちゃんとそれぞれの通信関連プライバシーに関わるステークホルダー、事業者が、しっかり自分の立ち位置を認識できるように明示していただくことが重要なのかと。そのときには一律ではなくて、もしかしたらティアを分けて、この範囲まではこちらの事業者、例えば巨大プラットフォームであるとか、中心となる事業者についての部分と外側と分けるといったような、そんなレイヤード（階層化して）、これは言葉がかぶってしまうのですが、「ティアを分けて」そういった規律をかけることも考えられるとよろしいかと思いました。

最後、4点目になります。37ページに、プライバシーポリシーの公表ということで、オプトアウトの有無や方法、データポータビリティの有無についてということで、本当に実際、ここがとても重要で、個人情報法の改正と併せて、皆さん、今、すごく検討されているところ、ここはぜひ、こちらの通信関連プライバシーで、より法にとらわれない範囲、個人情報法でカバーできない部分も含めて取り組まれるとよろしいのかと思っております、そういう意味では、56ページにISOの29184のフレームワークが示されているのですが、この図ではHowしか書いていなくて、Whatが書かれていなかったもので、何を言っているかという、通知項目についてもしっかり規定することを考えられたらどうかと。

放送分野においては、先行してどういった項目を通知しなきゃいけないのかというのを提示しています。ISOの29184ですと16項目ぐらいあるのですが、必ずしも全部でもなくて

もいいのかとは思いますが、この通知項目というものを、それぞれ通信関連プライバシーに必要と思われるものをしっかり整理して今後検討されていくといいのかということで、御提案させていただきます。以上、4点でございます。ありがとうございます。

【宋戸主査】 小林構成員、時間がないにもかかわらず、非常に貴重な御指摘をいただき、ありがとうございます。

それでは次に、石井構成員、お願いいたします。

【石井構成員】 ありがとうございます。さきほどのデータポータビリティのところでは生貝先生が御発言されたのかどうか定かではないのですが、OECDの競争委員会からデータポータビリティに関するレポートが出ていまして、その中でプライバシーとの関係にも触れられていたりもします。競争法の分野もプライバシー分野に関心を持つようにはなっているのかとは思いますが。このレポートの中で取り上げられるかどうかは事務局に御判断いただければと思いますけれども、そういう状況があるということで、一言お伝えしたいと思います。

【宋戸主査】 ありがとうございます。第2章について、ほかにいかがでしょうか。これまでのところ、第1章、それから第2章、あるいは第3章も含めて御意見いただけますけれども、事務局から何かございますか。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の消費者行政第二課、小川でございます。貴重な御意見を多くいただきまして、ありがとうございます。いただきました競争政策との関連というのは非常に重要なところでございまして、御説明の中では割愛を大分してしまったのですが、宋戸先生からも御紹介いただいた脚注15のところでは、英国CMAのプライバシーサンドボックスに対しては、ウェブコミュニティへの影響を見定めて、第一段階としてChromeの技術仕様を固めること、それを踏まえて第二段階に行くこととか、あと脚注の17でございますけれども、このプライバシーサンドボックスについては、世界的に高いシェアを持つブラウザのChromeということで、CMAが調査手続をしていること、それから脚注の24でございますが、こちらについては、フィンガープリントなどについて、AppleとかGoogleの立場ということも書かせていただいております。また、Unified IDなどについても、同意取得などの在り方をどのようにするのかという課題が指摘されるということも本文にも書かせていただいておりますので、御報告させていただきます。いただいた公取であるとかOECDであるとかオーストラリアの消費者データ権、それからビジネスと人権に関する市場原則などにつきましては、どういう形で反映できるかということも含め

て検討をしてみたいと思います。ありがとうございます。

また、小林構成員からいただいた御指摘でございますけれども、巨大プラットフォームからインストラクションを受けているのかというところでございますけれども、こちらについては26ページの脚注49のところで、個社名は御回答いただいているのでそのまま書いているのですが、フェイスブックの場合ということで、パートナーにこういう形で要求しているということをファクトとして書かせていただいております。こちらについての有利な条件なのかどうかという競争法的なところはなかなか立ち入りにくいところも若干ございますけれども、きちんと個人に対して必要な説明、同意取得がされているかどうかということについては、しっかりとウォッチをしていかなければいけないところだと思っております。まず2章までのところだと、以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。ほかに第2章までのところで御発言をいただきたいと思っております。

それでは太田構成員、お願いいたします。

【太田構成員】 ありがとうございます。第2章の25ページの「(3) 他アプリやサイトを經由した情報収集」のところで、6行目等に、利用者から必要な同意等を取付していることを要求する事業者があるとか、あと、その下にも、オプトアウトの提供、掲載場所等の詳細を示して対応を要求する事業者もあるということですが、ヒアリングをしたときに、そういったことを要求しているか、ちゃんとやっているかどうかの確認ということをちゃんとしている事業者はなかったように思いますので、そういった部分についても、「要求はしているが、実際に情報収集モジュールを設置しているほかのアプリやサイトでそれが書かれているのかというところはプラットフォームも把握していない」というところは課題であることを、どこかに記載が必要かと思いました。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。次に寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 よろしく申し上げます。第2章のモニタリングのところですが、今回のモニタリングを見ても、各事業者間の比較可能性が低いというのがあります。ということで、モニタリングの標準的なものを今後検討していくみたいなことがどこかにあればいいのかと思っています。標準化といっても、固定化してしまっただけでは多分全く駄目で、どんどん進化させていく必要があるという意味では重要だと思っておりますが、ポイントとしては、数が表に出てきてしま過ぎる。実際には数ではなくて、量ではなくて質の問題として捉えないといけないので、そういった観点とか、それから同じく、数という

か、量の部分でいくと、量の大小ではなくて、全体の中でのパーセンテージ、割合ということになってくると思いますので、そちらに軸足を移したような形につくっていく方向が良いのではないかと考えています。

もう一つが、技術的な裏付けが今回はほとんど入っていないということもありますので、モニタリングそのものの信頼性を高めるという意味で技術的な裏付けを入れていくような、そういった方向性でのモニタリングの標準化みたいなものを、ぜひ今後、進めていただきたいと思いました。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。ほかに第2章まで御発言はいかがでしょうか。

石井先生からパーソナライズドプライシングに関するレポートについて公正取引委員会で御検討があるということについて、また情報提供をいただいているところです。ありがとうございます。

ほかに御発言あるいは御質問等、第2章までいかがでしょうか。特にページ番号で言うと27ページの終わりの部分になりますけれども、モニタリングなどの結果をまとめたところの総括的な整理を、この3段落ぐらいで書いていただいております。これが我々このワーキンググループとしてのモニタリングをした結果の総合的な認識であって、そしてこの認識を踏まえて第3章で今後の対策について議論をするところになりますので、ここも含めて第2章まで、何か御意見をいただけないかと思えます。

板倉先生、お願いいたします。

【板倉構成員】 ありがとうございます。最後のところで継続的なモニタリングという話を書いてあるのですが、こちらの検討は、デジタル市場競争本部における広告市場の競争強化の中で、1項目はこちらでやってくださいという宿題返しも兼ねているわけであり、特に広告市場関係は、恐らく取引透明化法の政令に今後広告市場を入れていくということになると、取引透明化法はモニタリングレビューが法律上ありますので、継続的にモニタリングを行っていく場合に、関連するのであれば、取引透明化法のモニタリングレビューと一体的に行うということを入れておいていただくと、事業者もモニタリングに対応はしてくれると思いますが、それはまとめて対応したいと思えますし、そのほうが効果的かとは思いますが、そういうところを関連するところは入れておいていただいても良いかと思いました。以上です。

【宍戸主査】 貴重な御指摘、ありがとうございます。これはもちろん競争本部での取組もあるところですので、どのような書きぶりかどうかは検討させていただきたい

と思います。ひとまずここでの書きぶりは、今回のモニタリングをした結果、状況は動いているし、問題点もいろいろ見られるので、モニタリングすることが必要であるということ自体を書いているので、どうモニタリングするかということ自体は第3章の中でもさらに議論していくことになるのだらうと思うのですけれども、御指摘は非常に貴重なものがございますので承りました。

それでは森先生、お願いいたします。

【森構成員】 森です。ありがとうございます。私は、今お書きいただいていることは、非常にこれまでの部分を受けて的確に書かれていると思います。特に最後の段落ですけれども、利用者情報によって詳細なプロファイリングを行い得るということ、それからその少し上に、全ての事業者がそういったことをして、情報収集モジュール等によるクロスサイトトラッキングが幅広く行われているという事実を踏まえて、まず、この最後の段落、「利用者情報の取得・集約」で始まる段落ですけれども、その前半部分が、一定のルールを整備し検討していくことが必要であると。それから後半において、そのモニタリングも必要であるということで、ルールのこととモニタリングのことをはっきり分けて、そしてどちらも書いていただいているという点で、この最後のまとめは大変的確なものだと思います。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。ほかに、この第2章までで何か御指摘等ございますか。

よろしければ、先ほどの小林構成員の御発言もありましたし、それから板倉構成員の御指摘も含めて、第3章、今後どうしていくかというお話について、様々御意見、御質問あるだらうと思います。

それでは、早速でございますが、この第3章、今後に向けた論点・方向性について、自由に構成員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思います。またチャット欄で私にお知らせいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

まず、森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。先ほどの3章の直前までのまとめの部分もそうですけれども、全体としてこの取りまとめは、非常に現状をしっかりと分析して、新しくて難しいこともしっかりと盛り込んだ、非常に優れた、先ほど小川さんから転換点というお話がありましたけれども、その転換点にふさわしい報告書になっているだらうと思います。

全体として非常に高い水準にあるものだと思いますが、どうしても1点というところが

ありまして、それが33ページのところですけれども、先ほどのルールのところですね。33ページの、(2)のすぐ上の段落で、「また、変化の激しいデジタル広告などを含めた」というのがありますが、この中ほど、事業者に法律上の義務を課すことが有用であるとの指摘も踏まえ、電気通信事業法等における制度化の妥当性や適切性、規律の内容や範囲等について、eプライバシー規則(案)の議論も参考にしつつ検討を進めるということだと思っておりますけれども、この制度化の妥当性や適切性ということについては、これは既に前回ここで議論もしまして、そして法的義務を新たに課すことが適切であるという結論が一旦出たろうと理解をしています。したがって、「電気通信事業法等における制度化の妥当性や適切性、規律の内容・範囲等」という書きぶりのうちの「制度化の妥当性や適切性」というところは、もはや不要ではないかと思えます。制度化が妥当・適切であることは既に議論がされていて、あとは規律の具体的な内容・範囲をどうするか、そういう問題であろうかと思っています。これが前回のここでの議論であつたらうということ。

もう1つ、それについての理由ですけれども、しっかりおまとめいただいた海外の状況ということですが、これがまさに、海外で個人情報ではない利用者情報について、基本的には法規制の対象下に置かれていると。その上での議論がなされているわけです。ところが日本では、個人情報の範囲が狭いということによって、利用者の情報は個人情報保護法の外側に置かれていて、これまで規制されることがなかったということです。そのため比較的自由に流通してしまっていたことが問題であろうかと思えます。

32ページの2の(1)の最初の段落ですけれども、この段落は親会のプラットフォームサービス研の中間取りまとめについて紹介していただいているのですけれども、その最後のところを見ていただきますと、端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な記述の在り方については、eプライバシー規則(案)の議論も参考にしつつ今後検討が必要であるとなっています。そしてこれは、脚注にあるように、2019年4月の記述です。2019年の4月の段階でプライバシー規則(案)を参考にしつつ規律の在り方を検討するということ、ここまで検討してきたわけですけれども、プライバシー規則(案)はもともと法制度としての検討ですし、さらに言えば、彼らには既にGDPRでこの利用者情報を一旦パーソナルデータとして規制の下に置いた上で、分かりやすく言うとeプライバシー規則(案)はある種の明確化として検討していたものであって、新しく法規制をすることではないわけで、既に法規制はあつたわけです。これを2019年の4月の段階から横目で見ながら議論を進めてきたわけですから、法制度化、法的義務を課すことについての議論は既に尽くされ

ていて、あとはその中身についての具体的な検討という、そういうタイミングにあるのではないかと思います。

先ほどアメリカの当局がラディカルな方向に移っていったのではないかと板倉先生の御指摘がありましたけれども、ラディカルな方向に移っていったのも、これも理由がないわけではないと思うのです。この取りまとめで分析していただいたような様々な現代的な要請、利用者端末情報を何とか適切にコントロールするための要請によって、そういったラディカルな方向に、規制強化の方向に、アメリカもかじを切っているのだらうと思います。

あと、ガイドラインに書くというお話もちろんありまして、これは非常に必要でかつ重要なことだらうと思いますが、ガイドラインに書いても、努力する義務ということですので、法的にはやってもやらなくても変わらないということになりますので、これだけでは到底不十分であることを念のために申し上げておきたいと思います。

もう1点、これはどちらかという書きぶりに関するのですが、今の32ページの後半、32ページの2、(1)の2番目の段落、「このような利用者端末情報と」というところですが、これは非常に重要なことを書いていただきまして、「このような利用者端末情報とそれにひもづく情報については、『通信関連プライバシー』として保護されるべき利用者の権利として、把握されるべきであると考えられる。すなわち、電気通信事業者や電気通信事業者の設備のみに着目するのではなく、電気通信サービスの利用者の権利に着目し、通信の秘密に加えて電気通信サービスの利用者のプライバシー保護を同法の目的として考えていく必要がある」。全くそのとおりですけれども、この同法というのが何法なのか分からないということに状況としてはなっていますので、電気通信事業法の目的として考えていくとお書きいただきたいと思います。それを入れていただくのであれば、一緒に、この「すなわち」の前に、電気通信事業法自体が、電気通信事業者の規制法から電気通信サービスの利用者保護法に性格を変容しつつあるのだと。そのことによって、電気通信事業者や電気通信事業者の設備のみに着目するのではなく、利用者の権利に着目するとなるのだと。この同法のところを入れていただくのであれば、併せてそれも「すなわち」の前に入れていただきたいと思います。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは続いて、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 よろしいでしょうか。国立情報学研究所の佐藤でございます。森先生

と重なるところがある内容になりますけれども、私も森先生が御指摘いただいた32ページの「このような」と書かれている段落というところは非常に重要だと思っております。今回、このワーキングの一つの前提として、電気通信事業者ガイドラインというものを電気通信事業者に対するものから利用者保護の観点から考えていくということが、我々の議論の前提になっていたのだと思います。その観点は残していただきたいですし、森先生はどちらかといいますと利用者保護の観点からお話をされましたが、やはり法律レベルでこれを規定していかないと、結局むしろ国内事業者が損をしてしまうことになりかねない。つまり、ガイドラインを国内の電気通信事業者は守るけれども、それ以外、国内でも電気通信事業者になっていないところ、それは海外の事業者かもしれませんけれども、このガイドラインを守ってくれないとしますと、不公平が出てしまいます。正当な競争を確保する上でも、法制度としてこれを担保する、つまり電気通信事業者だけではなく、利用者保護の観点から、ここに書かれているように、通信に関わる事業者全般に法律またはガイドラインを適用するということを強調していただくことは、今後のために重要かと思っております。

それが1点目と、ここにも関わるのですが、2点目は、40ページの定期的なモニタリングのところでございます。ややこの書きぶりを恐れていることがあって、定期的なモニタリングというのは、プライバシーリスクなどを下げる上では適切なことですが、これをすればもろもろの問題が解決するというわけではないと考えております。なので、あくまでも一つの手段なので、ここを(3)として書いていいのかというところもあります。特に共同規制に関しては、先ほど小林構成員から共同規制の参加者を明確化することが必要だということがありましたけれども、恐らくその参加者に政府を入れないといけません。つまり共同規制を誰がエンフォースメントするのかというところを書かないと、絵に描いた餅になります。今の書きぶりだとすると、業界自主規制、かなり緩い実質規程のままになってしまう可能性があるかと思えます。

同様に、PIAについても、これは事業者の中におけるプライバシーリスクの軽減策の一つにすぎないわけで、ここまで書く必要があるのか。あと、ここももう一つPIAで気になったのは、PIAの基準とかが定まっていない、公表されていないというのは確かに問題ですが、PIAは企業独自のものであるとしたら、基準というのは事業者の事業の内容ごとに行うものかもしれないですし、その公表というもので求めて良いのかというのは、この検討会では、少なくともそこまでは議論もしていないはずということをお指摘させて

いただきます。以上でございます。

【宍戸主査】 佐藤先生、ありがとうございます。それでは次に、沢田構成員、お願いいたします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。大変詳細におまとめいただきまして、御尽力お疲れさまでございました。私も33ページにつきましてコメントさせていただきたいと思っております。

私は共同規制という言葉が誤解していたのかもしれない、法律がある前提だと自分では思っていたので、違ったように伝わってしまったのかもしれないと反省しております。私の意見として33ページの注の61の一番下のところに書いていただいておりますが、改めて申し上げますと、私は自主的な取組を尊重するにしても何らかの法的義務はあったほうが良いという意見でございまして、むしろ注の60の最初の1行に近い考えでございます。

その理由は2つあって、1つは先ほどから皆さんがおっしゃっているとおり、電気通信事業ガイドラインだけですと、利用者端末情報を取り扱う者全てとされる対象者に十分に届かない、自分のことだと思わないだろうということが1点です。

もう1つの理由は、今、佐藤先生からおっしゃっていただいたとおりでと思います。適切に表示していないことをもしモニタリングで発見したとしても、法的義務、法的な根拠がなければ行政として何も言えないことになってしまうので、根拠をちゃんと法律の中に持っておいたほうが良いのではないかという意見です。

ただ、法規制の中身としては、私は表示義務を中心に考えたいのですが、ごくごく緩やかにというか、「利用者情報の取扱いについて適切に表示すること」程度でよく、どうであったら適切かというのはガイドラインでお示しいただくような構造が良いと思っております。

表示義務がなぜ重要と思うかという点ですけれども、今まで皆さんがおっしゃってきた、誰がどこ取引しても、どこに接しても安心安全でいられるという目的とは違ってしまうかもしれないのですが、私は、利用者がちゃんと理解した上で有効な選択をするために必要だと思います。選択というのは個別の情報利用のことではなくて、情報を出すか出さないか相手を選びたいということです。ポリシーを示していただくことによって、これだけちゃんと考えている事業者だったら自分の情報を提供してもいいとか、逆にそういう考えのところとは一切付き合いたくないとか、便利だからそこそこ使うけれども自分の情報は限定的にしか出さないとか、履歴をリセットする、わざと間違った情報を出すなど提供す

る情報を自分でコントロールしたい、ユーザー自身ができるようにしたいという意味です。その判断ができるだけの情報を開示してほしいという意味でございました。

そういう意味では同意はあまり重要ではないというか、自分が提供した情報の範囲で分析したければどうぞみたいなところもあるのですけれども、同意の必要性はともかく、外縁を明らかにした上で表示義務が法定化されることが重要ではないかと申し上げたかったです。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは石井先生、お願いします。

【石井構成員】 ありがとうございます。今の森先生、佐藤先生、沢田先生の御指摘に続けさせていただきます。33ページ目の書きぶりで、変化の激しいデジタル広告などのパラグラフの部分については、電気通信事業法の改正まで踏み込んだ書きぶりになっているかということ、どうもそうは読めないような気がします。

共同規制に関しましても、注の61と併せ読むと、仮に立法化するとしても、共同規制的なものまでしか読めないように思いますので、もう一步踏み込んでいただくほうが望ましいと思います。森先生がおっしゃったように、利用者の権利に着目した記述が必要になってきている時期ですし、例えばGDPRやCCPAの中で、識別子を立法の対象とした上で、もちろんeプライバシー規則（案）もそうですけれども、法的な規律がますます進んできているという状況があると。

加えて、事業者も努力しているというのはよく理解しましたけれども、事業者の取組は、規制が強くなる傾向といたしますか、そのような予測が出てきたところで事業者は頑張るようになる。他方、立法化などの規制に対して政府が慎重な立場に立つと、事業者の努力も緩むところがあるようにも思います。このように、事業者の努力、事業者団体の努力も変わり得るということを考えると、立法化を含めた対応が必要になってくるのではないかと。特に通信関連プライバシーや利用者情報を保護するための立法化というのが、電気通信事業分野において特に求められるようになってきているのではないかと思った次第です。

加えまして、クロスデバイストラッキングの御説明がありましたけれども、サイト管理者や本人、特に本人にとって最もコントロールしにくい領域の問題については、ルール形成が必要になってくると思います。そのルール形成においては、今の状況を見ると、利用者情報を保護するためのきちんとした立法的な対応が必要ではないか、そのような観点からしても、また、個人のコントロールを確保するという観点からしても、立法化に向けたもう少し前向きな検討をするということが求められていると思います。今の取りまとめだ

と、かなり消極的な印象があるというのが私の意見になります。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは続きまして、板倉構成員、お願いいたします。

【板倉構成員】 4点と書きましたが、今のどのように落とすのかという点も含めて5点、お伝えしたいと思います。

1つは割とテクニカルなところですが、どういうものを対象にするのかというのが注の58に書いてあって、基本的には脚注1の端末に保存された利用者情報ということになっているのですが、当然相手がいる話ですので、利用者が相手とは全く関係なく端末に保存しているものは多分対象にならないと思うのですね。これ、COCOAのときも問題になったのですけれども、コロナ対策のCOCOAですけれども、あれはそのうち出てくることを前提に端末にたまっている情報の話だったのですけれども、その状態だと個人情報じゃないとか、いろいろ議論はしていたのですが、それはそのうち出ていって公的機関が集めるので個人情報みたいなものとしてやるべきだと、何となくやむやになっちゃったのですが、この利用者情報は要するに相手からの何らかのコントロールがあるのだということが前提だということをどこかで、注1というよりは58で書いておいたほうが良いのかと思いました。そういう場合は当然適正な取扱いを定めるのだということを入れておいたらいいのかと思いました。

それから、もう1つも割とテクニカルですが、広告モジュールの埋め込みとかの話で、場所で言うと、全般的な考え方だから、36ページの辺りですかね。取得者が誰であるかを含めてという29ページのところもそうですね。29ページの「第一に」というところと今の30ページの辺りが関係するのですが、要するにタグみたいなものを埋め込んで、広告事業者がデータを取得して広告を出したりすると。でもサイトしか利用者と接触はないから、サイトに、広告モジュールがどうやって動くのかとか、クッキーポリシーはこうなっていますよというのを書いておいてくださいという、こういう話をしたくてこういう規律になっておるわけですが、この話はスマートフォンプライバシーイニシアチブの段階ではあまり整理されていなかったのですけれども、この間、個人情報委員会がフェイスブックを指導するときと、それからこの間の政令規則のパブリックコメントの回答で、それは張り付けようと思いますけれども、政令規則の個人情報委員会のパブリックコメントの回答の405番というのがあって、そういうタグを埋め込んで直接取得するのは基本第三者提供ではないという解釈が割と明らかになっていると思います。

では、その際のサイト側とかアプリ側は何なのかというと、個人情報か個人情報に近い個人関連情報みたいなものなので、完全に個人情報保護上の委託ではないわけですが、個人情報保護上の委託というのは個人データにかかっているのが委託ではないわけですが、委託みたいなものではあるわけですね。そうすると、広告は委託先の監督の一環としてどのように動作するかを書いておいてくださいということになると思うのですが、お金の流れが逆なので言いづらいと思うのですね。

なので、この解釈を示した上で、委託先の監督類似のものとして、こういう情報を提供する義務がアプリないし張り付けるサイトのほうにあるのだというのを、公定解釈が割と明らかになってきていますから、明確に書いたほうがいいのかという、かなりテクニカルなところですが、その点と、それからモニタリングレビューの話は先ほどしゃべってしまったのでいいですが、透明化法との一体にしたらどうですかという話で、最後、先ほどのどのように規律していくのかというところですが、先にガイドラインでやるとしたらということですが、ガイドラインでやるとすると、個人情報保護法自体に、個人情報保護法の条文が並んでいるところを見せていただくと分かりやすいですが、16条の2と30条の5項、6項というのが入りまして、割と違法または不当なものについては取り扱ってはいけない、ないし利用停止請求を受けるといようなのが入りまして、今、ガイドラインで上乗せになっている部分も、個人情報保護法それ自体の問題とかなりリンクしてきます。なので、ガイドラインでやる場合はその辺りを明確に書いたほうが良いかというのを、ほかのプライバシーガバナンスとかカメラ画像利活用でも同じ意見を述べているのですが、そこは一貫してそのようにやったほうが良いのかと思います。

それで、立法する場合は、するでも別に私は構わないと思いますが、一つ問題なのは、eプライバシー規則（案）は通信の秘密部分についても新しい話をいろいろ入れています。今、直近の一番新しい条文までは完全には確認していませんが、インターベンションとインターフェースをたしか分けていて、しかもその対象を完全なコンフィデンシャルティー、今の通信の秘密ではなくても介入と干渉は駄目だという規律を入れているわけですね。これは通信の秘密自体の概念を変えてというか、再構成して立法する場合は入れることになりますので、立法するならば、私は全然構わないと思いますし、石井先生おっしゃったように、立法するよという構えを見せるとちゃんとやるのだというのは、石井先生も私も委員でやっています、こないだ立法された取引デジタルプラットフォームの消費者保護法でも実際にそういう動きになりましたので、それは全く構わないと思いま

すが、日本版eプライバシー規則を完全に立法する場合は、通信の秘密についても1個、恐らく親会で会議をつくっていただいて、eプライバシー規則の介入とか干渉等の関係、それから対象情報を今の通信の秘密のままでいいのかということのを再構成した上で立法に進んでいただくのかと思いました。以上です。

【宍戸主査】 板倉先生、緻密にありがとうございます。次に古谷構成員、お願いします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。細かい点も含めて4点あります。28ページのところの①の3段落目2行目ですが本人が意図しないものとなっている箇所について、「意図しない」で間違っていないのですけれども、利用者からすると、「想像が難しいもの」というのがむしろぴたりくるのかという感じがしております。

次、2点目で、41ページのところです。利用者の理解促進・外部レビューの項目で、①の利用者の理解促進に向けた取組のところの2段落目に、リテラシー向上とか啓発とあるのですけれども、もう少し踏み込んで、利用者保護あるいは利用者の権利の侵害の懸念への対処として注意喚起といった内容も書いていただくといいかと思えます。

続けて3点目ですが、外部レビューのところ、プライバシーポリシー等ということで、プライバシーポリシーだけではないということではあるのですが、例えば事業者の取組といったところの外部レビューも私は必要だと思っております、可能であれば、付け加えた内容にさせていただくといいのかと思っております。

あと、最後になりますが、項目にはないのですが、実は沢田構成員と少しかぶるお話ではありますが、関連事業者が利用者情報の取扱いについて報告といったものをする必要があるのではないかと思っております、これは利用者保護にもなりますし、あるいは事業者の説明責任にもなりますので、そういった報告といったものを追加で書いていただくといいのかと思っております。ひょっとしたら単に報告と言っただけではなかなか分かりにくいところもありますので、将来的には報告のガイドラインといったものも必要になるのではないかと思っております。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。次に太田構成員、お願いいたします。

【太田構成員】 ありがとうございます。私の意見は今まで先生方のお話とほぼ変わらないのですけれども、ポイントとしてというか、私が言いたいこととしては、32ページの今後の対応の方向性の2段落目で、何度もここは引用されておりますが、利用者端末情報とそれにひもづく情報については利用者の権利として把握されるべきであると考えられる

と。これはもちろん把握されるべきですが、現状を考えると、一消費者としてあるサイトに行ったときに、あるアプリを使ったときに、誰が自分の端末情報を取得しているかというのはいくらも把握できない状態です。これは戻ってしまいますが、8ページの注13に書いてある日本経済新聞の2019年2月26日の1面トップ記事として、具体的な提供先を明示せず外部とユーザーの利用データを共有していたとされる。この時点で日経の1面トップ記事になっています。それは2年以上たった今もその状況は変わってなくて、私は自主的に毎年これをやっているのですけれども、この頃からずっと変わっていない状況です。把握されるべき情報が把握できないまま、ずっと放置されている状態だと考えています。

ですので、今までこういった議論をずっとされてきて、これはほかの先生も同様ですけれども、1章、2章とそういった課題とかを指摘されているのにもかかわらず、第3章でモニタリングを実施して法律で規律するかどうかは検討するというのは、もうずっと変わっていない状況で、また、この段階においてもそれを変えないところは、前回も申し上げたのですけれども、遅過ぎるのではないかと考えております。

モニタリングについてですけれども、先ほどの日経新聞さんの調査にも関わりますが、プラットフォーム事業者から聞き取りをしてモニタリングをすとかプライバシーポリシーを分析するというところはもちろん重要だと思うのですけれども、第三者の目から、実際にプライバシーポリシーにこう書いてあります、分かりやすいでしょうと言っても、それが本当にそうなっているのかどうかというのは分からないのです。そういった部分です。要するにウェブサイトにもこうやって書いてあるけれども、例えばGoogleだけに提供していますとかGoogleだけに取得させていますと書いてあったとしても、実際にそうじゃないというのが今現状で行われていて、それはなぜかという、事業者は把握する気もあまりないし、把握したところで、法律で特に記述されているわけでもない、この2年前の記事が出た後もそうでしたけれども、問題だと思うけれども、法律で別に義務化されていないし、そのままでいいよねというのがずっと2年以上も続いている状況だと考えております。

ですので、この報告書においては、モニタリングをして法制度に関しては検討するという書き方ですと、弱いのではないかと考えております。なので、ガイドラインで収めるにしても、要するにウェブサイトに行ったとき、アプリを使ったとき、誰が自分の情報を取得しているのかというのはちゃんと公表されるべきでありますし、先ほど沢田構成員がおっしゃられたように、法律レベルでは公表すること。ガイドラインにおいては、具体的

に自分のアプリとかサイトに行ったときに誰が情報取得しているのかというのをちゃんと明示すべきであるというようにたてつけにするのが良いのではないかと僕も考えております。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは次に、高橋構成員、お願いします。

【高橋構成員】 高橋克己です。2点申し上げたいと思います。

まず、今回の電気通信サービスの利用者のプライバシー保護という方向性について、改めて私からも賛成いたします。転換点という言葉も出てきましたけれども、いろいろ変えていくことで本当にみんなが納得いく形で成し遂げたいと、一構成員として強く思った次第です。

それで2点、お願いというか、コメントですけれども、1つ目が、この一種の改革の必要性の共通認識を改めて認識すべきであるということです。今、ウェブ等で利用者に対して行われていることを正確に理解すると、今回の方向性の妥当性が理解できます。これは、ヨーロッパがとか、Google、Appleがとかという話もちろんありますが、今起きていることを理解すると、利用者保護へ転換すべきことの合理性が分かると思います。

それで、先ほど古谷構成員から想像が難しいとか、太田さんから誰が取得しているのか把握できないとか、指摘がありましたが、起きていることへの理解が難しいものがあるというのが実情ですので、方向性の4番で「専門的な知識の蓄積と発信」ということをしっかりと書いていただいたてあり、非常によいことだと考えています。必要性の共通理解という1点目に関して、技術をちゃんと理解できるようにしようという角度から改めて提案します。

それから2点目は、実効性の確保です。とにかく利用者のプライバシー保護ということですので、そこが本当に達成できるためにきちんとやろうというのはほかの皆様が言われていたとおりです。さらに言うと、その上で、今回の中間報告にいろいろなマイクロな提案というものが入っていますが、マイクロなことの達成は大事ですけれども、今回の利用者のプライバシー保護というメッセージが正しく届くための方策を第一に考えてほしいと考えています。

それと多少関係して、位置情報プライバシーレポートのかつての反省を少しだけ申し上げます。位置情報プライバシーレポートは、利用者保護のためによかれとっていろいろなことを書いたり、あるいは存在し得るリスクを書いたりというようなことをしてきました。そのことはよかったのですが、一方で、規律の適用に関してでこぼこではないかとい

う指摘もいただいていると思っています。今回この取りまとめをしていく上で、いろいろな良かれということが含まれていますが、誰に対して何が本当に必要かということを適切に検証した上で整理をしていく必要があると考えております。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは山本構成員、お願いします。

【山本主査代理】 山本です。ありがとうございます。大きく3点、手短かとは思っているのですが、コメントさせていただければと思います。

1点目はPIAのお話ですけれども、PIAの意味について、アウトカムといったような言葉で、従来のある意味で形式的なPIA理解から少し広げるといったような、そういう趣旨が見て取れるのですけれども、もう少し書いてもいいかと改めて思いました。というのも、選挙に与える影響とか民主主義に与えるリスク、あるいは差別、ディスクリミネーションを引き起こすかどうかといったリスク、こういったようなことを実体的にリスク評価していくことも恐らくPIAに含まれていくのだらうと思います。その辺り、現状で十分に示唆されているのかどうなのか。場合によっては、「PIA」という言葉の定義、あるいはPIAという呼び方自体についても少し考える必要があるのかと。民主主義という言葉がもしかするとどこにも書いていないかもしれないと、利用者情報の利用というのは、個人的な法益というものを超えて恐らく社会的な法益なりに関わってくると思いますので、民主主義とかそういった言葉がどこかに含まれてもいいかと感じました。

2つ目ですけれども、電気通信事業法の話がありましたけれども、私の個人的な理解ですけれども、従来の回線設置事業者はインフラを持っていて、そういうところはある種非常に固定的な存在であり、かつ競争可能性も低いというところがあったものに対して、回線非設置者というのは非常に流動的で、かつ競争可能性が一応担保されているところから、それらを規律していくことにおいては、マーケットベースの考え方、消費者の選択というものを重視して、マーケットベースで規律していくということなのかと。そのマーケットベースの考え方を機能させるためには、透明性を十分確保するといったことが必要だろうと。あるいはPIAというのも、先ほど議論がありましたけれども、私は公表すべきであると。つまり、人権とかプライバシー、あるいは民主主義に対してどういう取組がなされているかということを消費者がちゃんと理解して、そこを選ぶかどうかを決めると。そういうマーケットベースの考え方が基本的にはベースになるのかと。

ただ、こういう大きなフレームワーク、つまり回線設置者についてはこうで、非設置者については、ある程度流動性が期待できる、競争可能性が期待できるからこうでという、

全体のフレームワークをもう少し分かりやすく示していくことが必要になるのかと思います。こういうフレームワークだということを例えば法律にしっかり明記するというのもあり得るのかもしれませんが、こういうフレームワーク自体を機能させるためのインセンティブ設計、あるいはその義務づけということも法的に示すということもあり得るかもしれません。いずれにせよ、全体像、その戦略性というものをもう少し明記しないと分からないというか、何がやりたいのかよく分からないということになってくるのかと思ったということです。

最後、3点目ですけれども、これは先ほどから議論がある32ページのところの通信関連プライバシーのところですが、私自身もこういったことを書くことは非常に意味があることだろうと思いますけれども、2段落目の利用者端末情報とそれにひもづく情報についての一文というのは、改めて読みましたけれども、よく分からないかと思いました。というのも、ここでは利用者端末情報とそれにひもづく情報については、権利として、となっていると読めるのですが、情報が権利として捉えられることはないので、基本的に情報が保護されることが権利として保障されるということのように思います。ですから、この辺り、情報については権利としてという部分は、少し分かりやすくする必要があるので。

このようになる根本問題は、プライバシーの権利とは何ぞやと、あるいはそこで守られるべき権利・利益というのが一体何かが、十分に日本では熟成されていないことがあるかと思いますので、これは今回の報告書に閉じた問題ではないと思いますけれども、この権利実体論についても今後引き続き検討する必要があるのかと感じたという次第です。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは生員構成員、先ほどブツ切れになったところも含めてお願いできますか。

【生員構成員】 ありがとうございます。今度はよく聞こえておりますか。画面消して失礼いたします。

【宍戸主査】 よく聞こえます。

【生員構成員】 ありがとうございます。私からは大きく分けて2点というところがございます、まず1点目といたしまして、先ほど来、御議論がございます通信関連プライバシーとして捉えてしっかり対応していくことは、私も改めて賛成でございます。その上で、共同規制の位置付けにつきましても、今まで御指摘がありましたところと同じ意見で

ございまして、わけでもデジタルプラットフォーム、国際的なプラットフォームが関わる分野というのは、ある種の長期的な官民関係に基づく純粹自主規制的な共同規制というものがどうしても機能しがたい部分というのが、ほかの分野に比べても大きいのだと思います。であるから、そこにおいてしっかり法的な枠組みをつくった上での共同規制枠組みをつくっていく、このことがヨーロッパその他各国でも重視をされているところかと思いません。

そして関連して、石井先生がおっしゃっていた点も非常に重要だと思っております、特に立法、法的な枠組みというところを前提にしますと、共同規制がアプリアリに最善であるというわけではなくて、法的な枠組みをつくった上で、どの部分をどの程度、民間の自主的な取組に柔軟性を持たせた形で委ねていくのかという、そのような制度設計になるはずでございます。でございますので、特に親会でやっているようなフェイクニュースの問題等になりますと、共同規制を超えた取組というのは、これは極めて慎重に考えられなければならないわけでございますけれども、こと、まさに消費者の通信関連プライバシーを守っていくという点は、直接規制から自主規制までのコンティニュームの中で、それぞれのサブ問題領域において、どのような状況に応じて、どのような政府の関与が必要なのか、そのような観点から、アプリアリに共同規制が最善ではないという考え方も極めて重要なのだらうと感じているところでございます。

それから2点目といたしますのは、その前に先ほど申し上げたことを簡単に再掲いたしますと、3点と申し上げたうち、1つはeプライバシーに関してクッキーウォールの問題というものが極めて重要であろうということ。それから2つ目、データポータビリティに関しては石井先生おっしゃったとおりで、競争とプライバシー、消費者保護が関わるころだということをお申し上げたところですが、3点目がここへのコメントと関わるところでございまして、こちらもどちらかという親会で紹介されているところでございますけれども、この報告書の中でも少し触れていただいたデジタルサービスアクトが、ヨーロッパでは今、極めて非常に国際的にも重視をされているところでございまして、その中には少なからず、このプラットフォームサービスに関わる利用者情報の保護というところが様々な形で規定が盛り込まれる方向となっております。

1つはここに書いていただいているような、まさしく広告のライブラリを含めた透明性というところもそうですけれども、例えば原案には入っていないのですけれども、今の審議過程の中ですと、プラットフォームに対して特定のダークパターンの利用を禁止するよ

う求めるという規律を入れる方向とか、あるいは29条のところもぜひできたら触れていた
だきたいのですけれども、このレコメンデーションに関する消費者の選択、特にプロファ
イリングに基づかないサービスの利用というものを保障するという規定がまた含まれてい
るところであり、さらに、今、チャットに入れましたけれども、このEDPSのデジタルサー
ビス法及びデジタル市場法に基づく意見などをはじめとして、行動ターゲティング広告規
制に関しては透明性を超えた規律が必要なのではないかとといったようなことも極めて広く
議論されているところでありまして、ぜひこちらは何かしらの形で参照していただくとよ
いのではないかと。

さらに、デジタル市場法も少し見ておく必要がある。こちらのEDPSのオピニオンに関し
ましては、サービス法と市場法の両方への意見ということになっておりますが、市場法も
極めてプライバシーに深く関わる規定が様々な形で含まれているところがございます。例
えばシングルサインオンの問題とか、あるいはプラットフォーマーが非常に有利な地位に
あるがゆえに、マーケットソリューション的な方法が通じ得ないところに対して事前規制
としてどのような対応を考えていくのか、あるいはコンセントコントローラーのようなも
ののインターオペラビリティを義務づけるであるとか、そういった様々な規定が、デー
タポータビリティも含めて論じられているところございまして、改めてこういった非
対称規制的な枠組みの対応というのも考えていく必要があるであろうと。

ヨーロッパでは、eプライバシー規則は今、新しく作られようとしているところすけ
れども、大きな枠組みというのは2002年及び2009年から大きく変わらない中で、そしてい
まの議論として、このプラットフォーマー様に対してどのような対応をしていくのか
望ましいのかということ議論しているところです。我が国においても、第3章のところ
におきましても、そうした広く利用者の通信関連プライバシーを守っていく、これはあら
ゆる事業者に平等にということと併せまして、このプラットフォーム特有の論点とい
うのは、今回ではないにしても、今後引き続きしっかり力を入れて考えていくといったよ
うな観点というのは、もしかすると簡単にでも触れられてよいのかと感じたところござ
います。少し長くなりまして申し訳ございません。私からは以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは次に、寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 よろしく申し上げます。古谷構成員、太田構成員、生貝構成員からも
御指摘があった点になるのですけれども、P41の外部レビューのところ、ここで、外部レ
ビューをすることも有効であるというような書きぶりになっているのですが、もう一步踏

み込んだ書き方のほうが良いのではないかと考えています。今回の全体な方向性として、自主規制だけというものからもう一歩さらに進めると。その方向性として法的な裏付けのある共同規制といったようなことを検討していく部分というのは、かなり大きな部分を占めているのかと感じています。

その場合に、共同規制を確実に決めていくということとなってくると、第三者による検証というのも絶対必要な要件であるので、こういった部分に関してもう少し考えたほうが良いのかと考えています。例えばプライバシーポリシーと実態とが乖離していないかとか、PIAは適正かとか、ガバナンスが十分に効いているか、こういったことというのは、自主規制だけではなくて、外部の第三者の視点というのは絶対必要なものだと思います。ただ、こういった外部の視点というのが、外部レビューというものが、なんちゃってみたいなものになって、お手盛りになってしまったら意味がありませんので、むしろそんなものになってしまうと、共同規制とかこういったものの信頼性というのを失わせてしまいますので、共同規制のフレームワークとか外部レビューに代表される第三者の機能について、有望であるというよりは、もう一つ、検討するというところまで踏み込んで書いたほうが良いのではないかと思います。以上になります。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、改めて森先生、お願いいたします。

【森構成員】 度々申し訳ありません。森です。まず、2点申し上げようと思っております。先ほど山本先生の御指摘の、書きぶりの通信関連プライバシーのところですけども、32ページの(1)の2つ目の段落の冒頭、「利用者端末情報とそれにひもづく情報については、利用者の権利として」。もう全く御指摘のとおりで、別に情報が権利なわけではないのですけれども、これは私もスライドで全く同じように書いていましたので、防衛させて弁明させていただきますと、権利としてというのは、この直前の通信関連プライバシーが権利であるというところでひとまとまりになっておりまして、「通信関連プライバシーと呼ばれるような利用者の権利として」というところでまとまっております。利用者端末情報とそれにひもづく情報を保護していきましょうという趣旨でございました。確かに情報が権利みたいな感じになるのかもしれないので、先ほどの電気通信事業法の性質の変化と併せて修文をしていただければと思いますし、また、お手伝いもしたいと思います。

2点目ですけども、これは先ほど来、先生方から、モニタリングを先行させてという話じゃないだろうというような御意見をいただいて、全く心強く思っているのですけれども、それは全くそうだと思います。何か一つ手続を待ってから立法の検討に入るとい

とでは遅いのだろうと思います。もう一つ、法制度的な整備が先行すべきであると。「それを待て」みたいな御意見ももしかしたらあるのかもしれませんが、これもどうなのかと思います。

というのは、もちろん確かに通信の秘密というのは条文数も少なく、しかももともと大昔にできたものを建て増しして解釈を積み重ねてきたわけですので、そういう意味ではなかなか解釈において難しいところはたくさんあるわけです。ですので、それをはっきりさせていく、グレーゾーンをなくすという取組はもちろん重要だと思っていて、また、同時にやっていると思うのですよね。例えば同意取得の在り方に関する参照文書なんていうのは、通信の秘密の輪郭を明確にするために大変意味のあるものだったのだらうと思いますし、そしてそういう明確化の取組の、今回の検討も一環であるということです。通信関連プライバシーというものを通信の秘密の外側に置いて考えるということは、親会の間取りまとめで利用者端末情報の保護が、これは通信の秘密に当たるものなのかどうか分からない、第三者に閲覧履歴を伝えることは通信の秘密の侵害に当たるかどうかはさておき、このことについて何らかの方法が必要だということは、もう2019年の4月の段階で確認されていたわけで、その作業をまさにやっているわけですよね。

こういう形で明確化というのは進むので、まず明確化してから何か規制をするという話ではなくて、こういう法制度化を進める中で明確化されていく。その意味で、法制度のこういった改革というのはアジャイルに進むものだろうと思います。そしてアジャイルに法制度改革が進む最大のドライビングフォースは、唯一のと言ってもいいかもしれませんが、それは利用者の保護です。先ほど太田さんが、この時点で日経新聞の1面ですよとおっしゃいましたが、そういう、みんながこれはいかんと思う、そういうことがドライビングフォースになってアジャイルな制度改革が進み、グレーゾーンがはっきりしていくというのが、物事の流れ方だと思います。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。予定の時間ですけれども、ほかに御質問や御意見はございますか。

様々、御意見をいただきました。特に第3章については非常に多様な角度から御意見いただいたと思います。基本的に、特に大きな御議論のあった32ページ以降の書きぶり、特に33ページについては、電気通信事業法等における制度化の妥当性や適切性というのは、前回でのこのワーキンググループでの御議論も踏まえて、私のほうでひとまずこれで親会、それからワーキンググループでの御意見を伺ってみたいと思って、一つの方向性としてま

とめて本日御議論をいただきました。前回の親会でも、森先生からも御指摘、御意見をいただいたと思います。そうしてみますと、このワーキンググループとして、この問題については一定の認識が共有されているようでございますけれども、この点、事務局いかがですか。

【小川消費者行政第二課長】 多数の御意見、ありがとうございます。今、宍戸先生から御指摘いただきました33ページのところでございますが、いろいろ御議論を踏まえまして、最後のところの文章が、具体的な制度化に向けた検討を進めることが適当と結ばせていただいておりますので、御指摘のとおり、制度化の妥当性や適切性というところは必ずしもなくても文意としては通るのかと。記述の内容・範囲など含めて具体的な制度化に向けた検討をしていくという流れ方というのも一つ、御意見も踏まえてあるのかと思っております。

【宍戸主査】 ありがとうございます。ここに至るまでの基本的な考え方と電気通信事業法の機能の変化、その前提となるサービス、それから技術状況の変化、あるいは佐藤先生から御指摘いただきましたけれども、内外不平等の問題、あるいは規律範囲の明確化の問題を踏まえて、本日の議論を踏まえて、32ページ、33ページの部分はもちろんですけれども、それ以外にも、モニタリング、あるいは共同規制の概念についての明確化、それからレビューの在り方についても文章を修正させていただきたいと思っております。

まだ何か1時間ぐらいまだまだ議論できそうな気もするのですが、時間もございますので、本日の議論を踏まえた具体的修正につきましては、今日の御発言の内容をもう一度事務局と私で吟味させていただいた上で、具体的な修正を行う。それについては、あらかじめ御関係の先生方、委員の方々には御確認をさせていただきますが、最終的には、新たな会合を開くということではなく、私に一任させていただけないかと思うのですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸主査】 ありがとうございます。少し丁寧にやらせていただきたいと思います。そして、私に一任いただいて中間取りまとめ(案)をフィックスさせていただいた上で、このワーキンググループの中間取りまとめ(案)として、7月14日に予定されております親会、プラットフォームサービスに関する研究会に御報告をさせていただきます。そしてその上で、先ほど山本先生から民主主義についても御発言ございましたけれども、親会の偽情報対策、また誹謗中傷対策等も、民主主義との関係でまさに議論しているところがご

ございますので、親会、プラットフォームサービスに関する研究会の中間取りまとめ（案）として取りまとめをさせていただきたい。そして先ほど板倉先生から御指摘ありましたけれども、パブコメにかける、こういった手続になるものと予定をしております。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いをいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 活発な御議論、ありがとうございました。次回会合につきましては、また御連絡させていただきます。事務局からは以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。これにて、こちらで予定いたしました本日の議事は全て終了となります。したがって、以上で「プラットフォームサービスに関する研究会 プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」第6回会合を終了とさせていただきます。

本日も、皆様お忙しい中、御出席をいただき、また活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。これにて散会といたします。